

株式会社サンワ電工

次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにし、かつ求職者などに向けた支援を行うことで、就労に向けた支援となるように次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年9月1日 ～ 令和10年8月31日までの2年間

2. 目標の取組み内容・実施時期

- 1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指して、育児休業制度等のパンフレットを活用して、社員に配布して制度周知を図る

<実施時期・取組内容>

- 令和8年10月～ 「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推進するため、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を更新する
- 令和8年12月～ 制度に関する資料を活用して、社員に配布して、育児休業制度の周知を図る

- 2：従業員の子どもや関係者が職場見学をできる機会をつくる

<実施時期・取組内容>

- 令和8年11月～ 子どもや関係者が職場見学をして、仕事に触れ合える機会をつくることについて、従業員と検討する
- 令和8年12月～ 職場見学の実施内容について、従業員と検討する
- 令和8年12月～ 職場見学の希望があった場合に、従業員と一緒に実施する